

公的年金等からの特別徴収のイメージ図

A 新規対象者

公的年金等に係る個人市民税・県民税年税額が 20,000 円の場合

当該年度					翌年度		
6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月
普通徴収		特別徴収(本徴収)			特別徴収(仮徴収)		
年金分の 年税額×1/4	年金分の 年税額×1/4	年金分の 年税額×1/6	年金分の 年税額×1/6	年金分の 年税額×1/6	(前年度の年金 分の年税額の 1/2)×1/3	(前年度の年金 分の年税額の 1/2)×1/3	(前年度の年金 分の年税額の 1/2)×1/3
5,000円	5,000円	3,400円	3,300円	3,300円	3,400円	3,300円	3,300円
10,000円		10,000円					

20,000円

B 継続対象者

上記Aの翌年度以降であり、かつその年度の公的年金等にかかる個人市民税・県民税が 21,000 円の場合

4月	6月	8月	10月	12月	2月
特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
(前年度の年金 分の年税額の 1/2)×1/3	(前年度の年金 分の年税額の 1/2)×1/3	(前年度の年金 分の年税額の 1/2)×1/3	(年金分の年税 額－仮徴収税 額)×1/3	(年金分の年税 額－仮徴収税 額)×1/3	(年金分の年税 額－仮徴収税 額)×1/3
3,400円	3,300円	3,300円	3,500円	3,300円	3,300円
10,000円			11,000円		

21,000円